

国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長が必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から役員俸給月額表を改定し、俸給を約6.7%減額改定した。 なお、任期が平成18年3月31日から引き続いている場合には、その在任期間中は、改定前の俸給との差額を併せて支給することとした。 期末手当の支給割合を、6月期は100分の160を100分の162.5に、12月期は100分の170を100分の172.5に改定した。 期末手当の業績の反映による増額又は減額の率について、その範囲を100分の10以内と規定した。
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から俸給日額を3,000円(約6.7%)減額改定した。 なお、任期が平成18年3月31日から引き続いている場合には、その在任期間中は、改定前の俸給との差額を併せて支給することとした。
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日から俸給日額を2,000円(約5.3%)減額改定した。 なお、任期が平成18年3月31日から引き続いている場合には、その在任期間中は、改定前の俸給との差額を併せて支給することとした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	19,251	13,704	5,547	0		
理事 (4人)	59,269	41,244	17,048	221(通勤手当) 756(単身赴任手当)		3月31日 2名
理事 (非常勤) (1人)	1,530	1,530	0	0		
監事 (1人)	12,379	8,736	3,536	107(通勤手当)	4月1日 1名 (再任)	
監事 (非常勤) (1人)	1,798	1,798	0	0	4月1日 1名 (再任)	

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理を行う。
新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を考慮し、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率の決定を実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給	1月1日(昇給日)において、昇給日前1年間の勤務成績に応じて決定される昇給区分に基づき、4号俸を標準(良好)として勤務成績の区分により0号俸(良好でない)～8号俸以上(きわめて良好)の範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。 (平成22年度までの経過措置を設けており、平成19年1月1日の昇給については2号俸を標準として0号俸～5号俸で実施した。)
昇格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位の級に昇格させることができる。
降格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉給(査定分)	6月期及び12月期の勤勉給において、基準日以前6箇月以内における勤務成績に応じて、決定される成績率に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与水準等を考慮し、平成18年4月1日から次のような給与制度の改正を行った。

- ・俸給表を改定し、俸給を全体として平均4.8%引き下げた(ただし、0.3%分は平成18年12月1日に実施済)。また、きめ細かい勤務実績の反映を行うため号俸を4分割した。
なお、平成18年3月31日から引き続き在職している職員については、経過措置として改定後の俸給月額が改定前の俸給月額に達しない場合、改定前の俸給との差額を併せて支給することとした。
- ・特別昇給と普通昇給を統合して年4回あった昇給の時期を年1回(1月1日)とし、昇給時の昇給号俸数は4号俸を標準として勤務成績により0号俸～8号俸以上とした。(経過措置により平成22年3月31日までは昇給号俸数を抑制)。また、級の最高号俸を超える昇給はできないこととし、55歳を超える職員も昇給できること(通常の昇給の半分程度)とした。
- ・勤勉給の各期の普通成績者の成績率を0.725から0.71に引き下げ、「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大を図った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1,235	歳 43.3	千円 6,699	千円 4,861	千円 54	千円 1,838
事務・技術	人 308	歳 42.4	千円 5,512	千円 4,209	千円 60	千円 1,483
教育職種 (大学教員)	人 532	歳 48.2	千円 8,548	千円 6,163	千円 60	千円 2,385
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 257	歳 33.6	千円 4,594	千円 3,369	千円 39	千円 1,225
技能・労務職種	人 28	歳 52.1	千円 5,381	千円 3,903	千円 40	千円 1,478
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 51	歳 41.9	千円 6,901	千円 5,056	千円 40	千円 1,845
医療職種 (病院医療技術職員)	人 49	歳 41.5	千円 5,565	千円 4,049	千円 42	千円 1,516
その他医療職種 (医療技術職員)	人 6	歳 40.7	千円 5,040	千円 3,646	千円 32	千円 1,394
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 29	歳 42.6	千円 3,577	千円 2,617	千円 77	千円 960
事務・技術	人 17	歳 47.6	千円 3,475	千円 2,525	千円 95	千円 950
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 8	歳 34.5	千円 3,280	千円 2,414	千円 46	千円 866
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

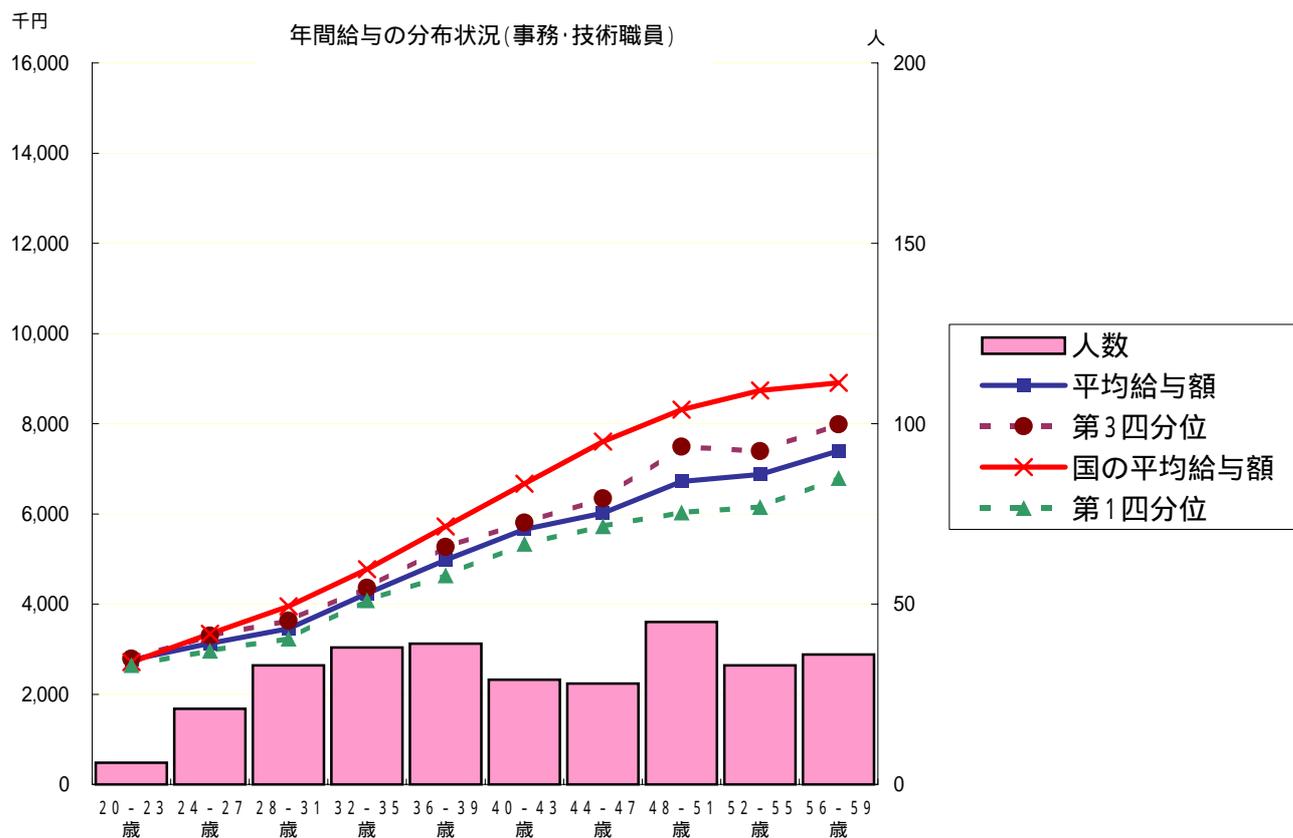
注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注3: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び指定職種並びに非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)及び医療職種(病院医療技術職員)については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
 (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

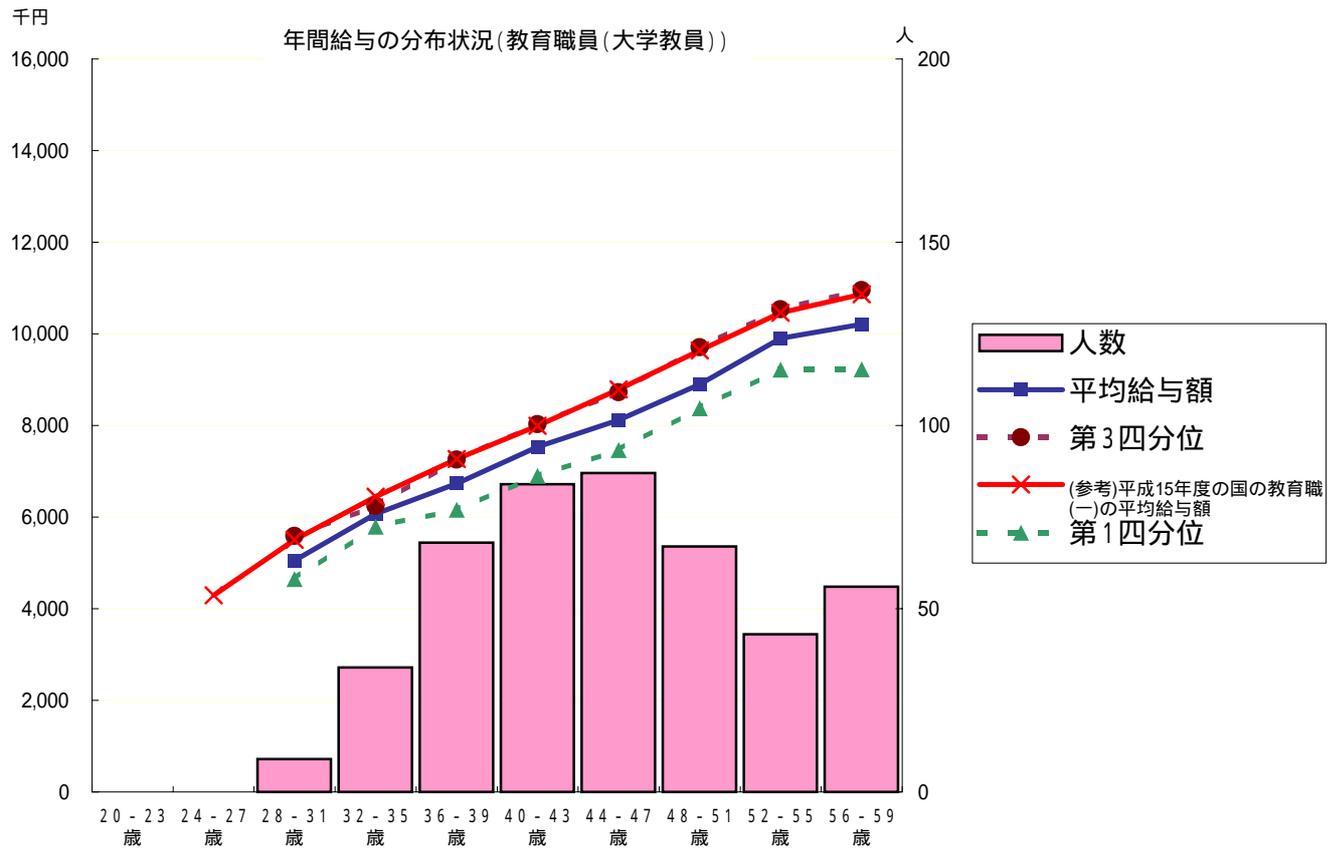


注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

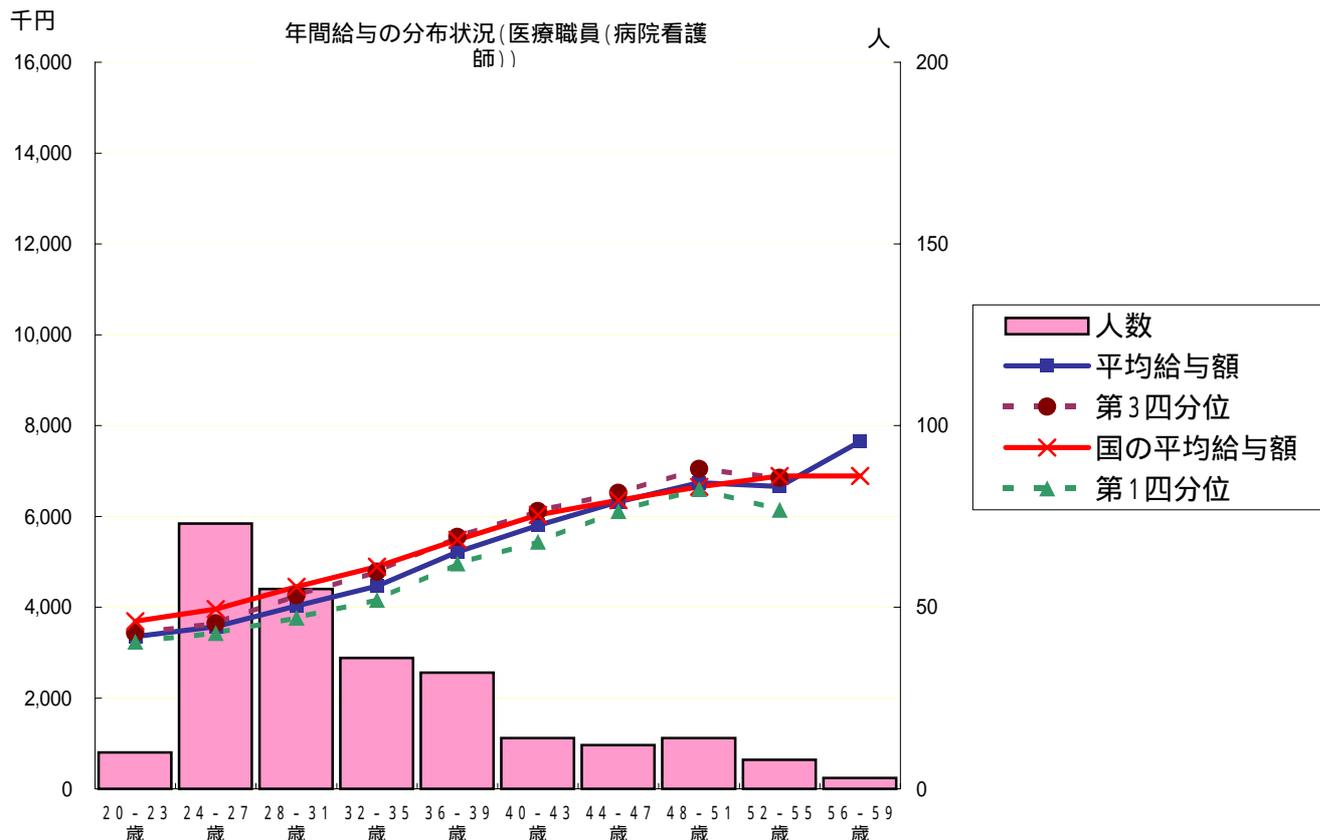
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位	部長	2	-	-	-	-	-
	課長	19	53.6	7,828	8,139	8,441	
	次長(課長補佐)	30	53.3	7,133	7,434	7,712	
	係長	125	46.3	5,474	5,945	6,406	
	主任	36	41.0	4,277	4,909	5,546	
	係員	96	32.0	3,164	3,722	4,209	

注：部長の職位については、人数が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
				第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位	教授	181	57.1	9,929	10,464	10,926		
	准教授	164	46.6	7,934	8,332	8,834		
	講師	41	45.1	7,397	7,763	8,559		
	助教	140	40.0	6,037	6,459	6,901		
	教務職員	5	44.7	5,394	5,494	5,695		



注:病院看護師の年齢56-59歳については、人数が3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位、第3四分位の折れ線は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的職位	看護師長	20	48.8	6,520	6,676	6,924
	副看護師長	50	40.7	5,100	5,598	6,134
	看護師	183	29.5	3,527	3,972	4,275

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長 専門職員	次長 係長	課長 次長
人員 (割合)	308	39 (12.7%)	75 (24.4%)	126 (40.9%)	39 (12.7%)	21 (6.8%)
年齢(最高 ~最低)		33~21 歳	52~28 歳	59~35 歳	59~46 歳	59~40 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,806~ 1,855 千円	4,004~ 2,368 千円	4,943~ 3,246 千円	5,812~ 4,542 千円	6,300~ 4,822 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		3,709~ 2,534 千円	5,464~ 3,237 千円	6,772~ 4,492 千円	7,903~ 6,324 千円	8,397~ 6,841 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6 (1.9%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		59~49 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		6,497~ 6,073 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		8,933~ 8,359 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	532	5 (0.9%)	142 (26.7%)	40 (7.5%)	164 (30.8%)	181 (34.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		50~38 歳	64~28 歳	61~33 歳	64~32 歳	64~42 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,279~ 3,680 千円	5,740~ 3,188 千円	6,578~ 4,009 千円	7,090~ 4,675 千円	9,526~ 5,977 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		5,893~ 5,036 千円	7,797~ 4,346 千円	9,059~ 5,545 千円	9,828~ 6,375 千円	13,244~ 8,492 千円	~ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	257	該当者なし (0.0%)	183 (71.2%)	50 (19.5%)	20 (7.8%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		~ 歳	55~22 歳	54~30 歳	59~39 歳	55~48 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~ 千円	4,439~ 2,278 千円	4,916~ 2,922 千円	5,059~ 4,233 千円	5,047~ 4,957 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~ 千円	6,144~ 3,103 千円	6,850~ 4,027 千円	7,096~ 5,970 千円	7,162~ 7,079 千円	~ 千円	~ 千円

注:各級における人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.3	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.7	% 32.9
	最高～最低	% 45.0～31.4	% 41.4～28.6	% 42.0～29.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 38.1～31.0	% 35.0～28.2	% 36.0～29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.2	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 31.8	% 33.4
	最高～最低	% 47.5～32.4	% 43.6～29.5	% 45.4～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.1	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.9	% 32.3
	最高～最低	% 39.6～31.6	% 36.4～28.7	% 37.9～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.5	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.5	% 33.0
	最高～最低	% 38.1～31.9	% 35.0～28.7	% 36.4～31.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)	
对国家公務員(行政職(一))	83.5
对他の国立大学法人等	95.6
(教育職員(大学教員))	
对他の国立大学法人等	92.7
(医療職員(病院看護師))	
对国家公務員(医療職(三))	93.6
对他の国立大学法人等	97.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標は、93.4である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,103,682	千円 10,329,085	千円 (%) 225,403 (2.2)	千円 (%) 501,583 (4.7)
退職手当支給額 (B)	千円 813,520	千円 810,410	千円 (%) 3,110 (0.4)	千円 (%) 273,036 (50.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,876,471	千円 1,421,617	千円 (%) 454,854 (32.0)	千円 (%) 804,626 (75.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,485,194	千円 1,464,944	千円 (%) 20,250 (1.4)	千円 (%) 43,734 (3.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 14,278,867	千円 14,026,056	千円 (%) 252,811 (1.8)	千円 (%) 619,813 (4.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給額及び最広義人件費について

- ・給与、報酬等支給額
平成18年度において行った職員削減や職員の俸給を減額改定したことによる人件費削減の効果により、対前年度比2.2%の減となった。
- ・最広義人件費
職員給与等支給額は2.2%減少しているが、外部資金での雇用等による非常勤役職員等給与の増加、共済組合長期保険料等の法定福利費の掛金率の上昇等により、全体としては対前年度比1.8%の増となった。

人件費削減の取組の状況について

-) 中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減に取り組むこととしている。
-) 上記のことを踏まえ、中期計画において平成21年度までに平成17年度比4%の人件費削減(毎年概ね1%)を図ることとしている。
-) 上記)及び)の人件費削減の進ちょく状況
 - ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 10,329,085千円
 - ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 10,103,682千円
 - ・平成18年度までの人件費削減率 2.2%

平成18年度の「給与、報酬等支給総額」は10,103,682千円、削減の基準となる平成17年度の「人件費予算相当額」は10,586,173千円であり、人件費の削減率(対人件費予算相当額)は 4.6%である。

法人が必要と認める事項

特になし